鳥取県告示第146号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月23日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	廃止の届出を受理	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	した年月日	
特定非営利活動法	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷	平成22年2月26日	訪問介護、訪問入
人れし一ぶ		240-15		浴介護
特定非営利活動法	NPO法人因幡万	鳥取市南安長一丁	平成22年3月2日	通所介護
人因幡万笑の会	笑の会スマイルセ	目10-9		
	ンター			